

笠間市告示第 3 2 5 号

平成 2 0 年第 1 回笠間市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 2 0 年 6 月 2 7 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 . 期 日 平成 2 0 年 7 月 4 日 ( 金 )

2 . 場 所 笠間市議会議場

3 . 付議事件 議案第55号 笠間市ふるさとづくり寄附条例について  
議案第56号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第57号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第58号 動産購入契約の締結について

平成20年第1回笠間市議会臨時会会期日程

	月 日	曜日	会議名	議 事
1	7月4日	金	本 会 議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成20年第1回  
笠間市議会臨時会会議録

平成20年7月4日 午前10時08分開会

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠席議員

	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	25	番	竹	江		浩	君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	塩田満夫君
総務部長	深澤悌二君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	岡野正三君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	青木繁君
都市建設部長	小松崎登君
上下水道部長	早乙女正利君
教育次長	加藤法男君
消防次長	植木敏夫君
会計管理者	仲村新一郎君

出席議会事務局職員

事務局長	鈴木健二
事務局次長	高野幸洋
次長補佐	柴山昭
事務補	篠崎三枝子

議事日程

平成20年7月4日(金曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第55号 笠間市ふるさとづくり寄附条例について
- 日程第4 議案第56号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第57号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第58号 動産購入契約の締結について(岩間図書館書架等購入)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議案第55号 笠間市ふるさとづくり寄附条例について  
日程第4 議案第56号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第57号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第6 議案第58号 動産購入契約の締結について(岩間図書館書架等購入)
- 

午前10時08分開会

開会の宣告

議長(石崎勝三君) 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は25名であります。本日の欠席議員は、22番柴沼 広君、23番小園江一三君、25番竹江 浩君の3名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第1回笠間市議会臨時議会を開会いたします。

---

市長あいさつ

議長(石崎勝三君) ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 平成20年第1回笠間市議会臨時議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員各位には、公私ともご多忙のところ臨時議会にご出席を賜り、まことにありがたきお礼を申し上げます。

先月14日の岩手・宮城内陸地震による被災地域の方々、また被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、復興に向けて努力されている被災地の方々の一日も早い復興をお祈り申し上げるところでございます。

笠間市では、忠臣蔵に関係する市町村と災害協定を結んでおり、今回、一関市がその被害に遭い、協定により被災地域への支援といたしまして市長及び議長名で見舞金をお送りさせていただきました。

さて、今臨時議会におきましては、笠間市ふるさとづくり寄附条例を初めとする議案4件のご審議をお願いするものでございます。

慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつといたします。

---

## 開議の宣告

議長（石崎勝三君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により説明のため出席を要請した者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付しました資料のとおりです。

---

## 議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番市村博之君、20番野原義昭君を指名いたします。

---

## 会期の決定について

議長（石崎勝三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

この休憩中に、執行部から本日の議案についてあらかじめ詳細に説明したいとのことです。恐れ入りますが、直ちに全員協議会室にお集まりください。

午前10時11分休憩

---

午前10時51分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第55号 笠間市ふるさとづくり寄附条例について

議長（石崎勝三君） 日程第3、議案第55号 笠間市ふるさとづくり寄附条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第55号 笠間市ふるさとづくり寄附条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、本市出身者や本市のまちづくりに共感を持つ人々から寄附金を募り、これらの人々との連携と協働のまちづくりを推進するため本条例を整備するものであります。

詳細につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 議案第55号 笠間市ふるさとづくり寄附条例についてご説明申し上げます。

平成20年4月30日に、ふるさとし貢献または応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金税制を見直す地方税法が改正されたのを受け、これらの寄附者からの寄附金を受け入れ、また寄附金の適正管理等のために本条例を上程するものであります。

1ページをごらんください。

まず、本則の前に前文を配置いたしました。本市をふるさとと思い抱く人々は、旧笠間市のみならず、旧友部町、あるいは旧岩間町の出身者等でありますことから、あえて前文を配置し、この中に旧3市町名を記述するとともに、本条例制定の趣旨、理念を強調するものであります。

続いて、具体的条項についてご説明申し上げます。

第1条の目的では、笠間市の自然、歴史等の継承並びに将来の発展を願う人々から寄附金を募り、多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資するという目的を掲げ、第2条の事業区分では、これを具体化するためのまちづくり支援事業、子ども支援事業、芸術・文化支援事業という3事業を掲げております。

3条の基金の設置では、寄附者からいただいた寄附金を適正に管理運営するため、元氣かさま応援基金を設置し、第4条では、第2条に掲げた3事業から寄附者に充て先の事業を指定していただくこととしており、特に寄附者から指定がない場合にあつては、市長がまちづくりの課題に応じて指定できるものとしております。

続く第5条から第9条については、基金への積み立て、基金の管理、基金の収益処理、

基金の処分、基金の繰り替え運用等、他の基金と同様な条項となっております。

第10条では、寄附申込書等の必要な事項は市長が別に定める旨の委任規定を設けております。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成20年5月1日から適用するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議案第56号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第4、議案第56号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第56号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の改正及び本年度の住民税の確定に伴い、国民健康保険税条例を改正するものであります。

詳細につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第56号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による賦課額に後期高齢者支援金等課税額を新たに追加するとともに、その算定額を定めること、また後期高齢者医療制度に移行したことにより残された一人世帯に対する減額措置、いわゆる特定世帯及び前年度の所得が確定したことによる改正によるものでございます。

改正内容につきましては、笠間市国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第3条第1項におきましては、国民健康保険に要する費用として、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等及び後期高齢者支援金等課税額の文言が追加されております。

2項では、基礎課税額が56万円から47万円に引き下げられ、3項では、後期高齢者支援金と課税額12万円が新たに追加されております。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第19条について、減額に関するものですが、別表2に掲げる額を減額して得た額が、基礎課税額限度額47万円、後期高齢者支援金限度額12万円となるものです。

次に、第22条第1項3号の次に、4号としまして、後期高齢者医療制度に伴う笠間市国民健康保険税の減免に関する規則としまして、4月に社会保険等の本人であった者が、後期高齢者医療制度へ移行したことによりまして今まで社会保険の扶養だった者が新たに国保加入者となった者に対する減免について明記するものです。

10ページをお開きいただきたいと思います。

附則第6項から第9項については、19年度までに終了したことにより削除し、第10項を6項として、第11項から19項までを4項ずつ繰り上げ、附則第6項から第16項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加えるものです。

18ページの表をごらんいただきたいと思います。

別表第1、これは第5条関係でございますが、基礎課税額所得割100分の7.2、被保険者2万3,100円、世帯別平等割2万1,000円、特定世帯1万500円、19ページでございますが、後期高齢者支援金等課税額、所得割100分の2.5、被保険者均等割7,700円、特定世帯別平等割、特定世帯以外の世帯につきましては6,600円、特定世帯は3,300円ということです。

20ページをごらんいただきたいと思います。

別表2、第19条関係でございます。これにつきましては、基礎課税額、第19条第1項第1号の7割軽減の分でございますが、被保険者均等割1万6,170円、平等割1万4,700円、特定世帯7,350円、19条第1項第2号、5割軽減の部分でございます。これにつきまして

は均等割が1万1,550円、平等割が1万500円、特定世帯が5,250円、続きまして2割軽減の分としましては、均等割が4,620円、平等割が4,200円、特定世帯2,100円ということになります。

21ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者支援金等の課税額についてでございます。第19条第1項、7割軽減の分でございますが、均等割につきましては5,390円、平等割は4,620円、特定世帯は2,310円、同じく5割分でございます。均等割は3,850円の平等割は3,300円、特定世帯1,650円、同じく2割世帯の分でございますが、均等割1,540円、平等割1,320円、特定世帯につきましては660円。

施行期日でございますが、第1項、この条例は公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものでございます。適用区分としましては、2項、この条例による改正後の笠間市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以降の年度の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるということでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番鈴木貞夫君。

〔7番 鈴木貞夫君登壇〕

7番（鈴木貞夫君） 今、提案されました56号の議案、それについて何点か質疑を行いたいと思います。

まず、一番初めに、国保税が、現在、昨年度と今年度加入世帯数及びその人数はどうなっているのかということですね。また、同年の滞納者世帯とその所得分布がわかれば明らかにしてもらいたい。

また、就労率の低い自治体というのは、補助金のカットというペナルティーが科せられているんですね。笠間市の場合はそういうことがあったのかどうかということも、あわせてお聞きしたい。

2番目に、国保税の算定の基準、よそのところを見ると滞納分を上乗せしているというところがあるんですね、あらかじめ滞納分を算出して。それが笠間市の場合はあるのかどうか。これは基本的なことなんですが。

先ほどの全員協議会でも一応資料が示されましたけれども、今回の改正によって増税になっている世帯というのがあるわけですね。その所得別の税額について、07年、08年との比較というのを示してほしいというふうに質疑を出しておきましたが、先ほどありました。その点については、回答をいただきながら後を続けたいと思います。

4番目に、今までの国保からは、老人保健拠出金というのが出されていたわけですね。

ことしから後期高齢者支援金ということになるわけですが、その金額というのが今の提案では多少わかりづらいので、その額、その算出の根拠等についてもお聞きしておきたい。

また、今、問題になってきているのは、ことしの10月から、国民年金の未納者が国保を満額納めていても保険証を取り上げるということが実施される自治体もあるやに聞いております。笠間市の場合はそのような実態があるのかどうか、それを聞いておきたい。

最後に、先ほどの提案の中でもはっきりしましたけれども、後期高齢者医療制度というのが実施されるときに、現役の世代の負担を軽減させるんだということが盛んに説明されたんですね。しかし、今回のこの条例を見ると押しなべて負担増になっている。その根拠は何なのかということについて、その6点、とりあえずお聞きしておきます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生課長（仲村 洋君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えをいたします。

国保税の加入世帯でございますが、19年度は世帯として1万6,265世帯、被保険者数としましては3万3,483人、2000年度で1万3,504世帯、2万6,758人でございます。

それから、滞納世帯でございますが、19年度の滞納世帯、これは1期だけの世帯、または全額1期から8期まで残っている世帯、そういうものを1期でも1世帯とカウントした場合においては3,054件でございます。

それから、所得区分のご質問でございますが、これはシステム上把握できないということでございます。

それから、補助金のペナルティーがあるのかということでございますが、これは特別調整交付金の中の査定の1項目として、徴収率の部分としてはあります。

それから、国保税算定の基準ということでございますが、これにつきましては、全体の国保税とすれば、徴収率、一般分としまして87%、退職分としましては98%を見込んでおります。

それから、所得よっての増減ということでございますが、説明資料の6ページで、所得区分に所得ゼロから300万円ということ表現してございます。そういった中では、全体的に下がるということはありません。

それから、老人保健拠出金でございますが、5億7,802万2,646円ということでございます。後期高齢者支援金については、5億3,742万6,508円ということでございます。前年度の老人保健拠出金につきましては、老人、退職、一般ということございまして、その辺の部分の違いがあるということもあります。

それから、国民年金に絡む部分でございますが、今後検討していきたいと考えております。

それから、財源の話でございますが、医療費の伸びと、先ほどの説明資料の4ページでもご説明申し上げましたが、19年度と20年度によるその他の財源が約2億2,000万円ほど

少なくなるといったことが、医療費とその財源の減ということが大きな要因かと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 説明の資料は、きょうさっきもらったばかりで、十分検討する暇も時間もなかったわけですがけれども、照らし合わせて見ていて、今の回答ちょっとわかりにくいというか、あいまい過ぎて私はあれだと思うんですよ。

例えば1番の問題で、私がなぜ所得問題というのを取り上げたかということ、結局は、算定の基準というのを見るときに、どのような所得階層から保険料が上がってくるのかということを見なきゃ基礎算定できないんじゃないですか。階層がわからない、どこから来るかわからないじゃ、全然当てずっぽうで全体的にかけるのか。

確かに、この表をいただいたのにはいろいろランク別ありますけれども、そういう人が何人いるのか、所得この層が何人いるのかということがはっきりしなかったら、国保の基本になる税率なり何なり、幾ら集められるのかという基礎算定ができないと思うんですよ。その辺もう一回。

それと、2番目の問題、97%と98%を見込んでいるという回答がありました。国保だと13%からの未納があるということですね。これは大変な額で、それが保険料に上乗せされて算定してきているのかどうかということ聞いた。されていなければいいし、上乗せされていればいろいろ問題ありますけれども、その辺を聞いたのであって、率はこれでわかりました。その辺もう一度。

3番目の問題で、これずっと比較しても、一目瞭然で、全体的に下がることはない、全部上がっている。

それと、4番と6番の問題というのは、至って連動する問題でありますから、関連して。拠出金を5億7,000万円、後期の高齢者の方へ5億3,700万円何がしということが入っているわけですがけれども、私一つ聞きたいのは、今まで75歳の人でも国保に入っていたわけですね、4月までは。それで、保険料を今まで納めていたわけですよ、国保に。それから老人健保の方へ拠出金という形で出されていたんですよ。ところが、4月以降はその人たちはいなくなってしまうと、その人たちの国保料は全然入らないんですよ、国保会計に。新しい後期高齢者医療保険の中に入っちゃっている。それで、今度、国保の中から拠出金を出すということになれば、新しく税をいろいろここにかけてこなきゃ出ないということでしょう。

私はさっきもちょっと言いましたけれども、後期高齢者医療の問題で、現役世代に負担をかけないために、医療のうんとかかる人は別の会計でやるからということを行いながら、現実には、今回の中でも、8.何%が7.何%になってちょっと下がったように見えますけど、全体的には11.何%になって、所得割が1.3%上がるということにははっきりしている

わけですね、この報告の中で。これ、年間だったら10億円ぐらいになるというふうに思いますけれども、その辺が理解できない。どういう根拠なのか。ただ国の法律というか、広域連合が決めてきたことだからと言われればそれまでの話ですけれども、実際には物すごく。言い方は悪いかもしれないけど、いわばお年寄りで医療費のうんとかかる人は別の会計にってしまったんだから、簡単に考えると、国保にいた人は現役の人が多くて、その人たちの負担は下がるというふうに思えるわけですけど、かえって上がってきたこの問題というのは、私は、どこに根拠があるか、そういう検討がなされたのかどうか、どういうふうに見ているのかということ、改めてこれをつくったときの問題として知っておきたいと思うんですよ。

それと、5番目の国民年金、検討するというふうに言われましたけれども、国民年金の滞納者と国保税の未納者というのは、制度全然違うんですよ。なぜ連動して、国民年金を納めなければ国保を一生懸命納めていてもその保険証を取り上げてしまうんでしょうか。

私、この問題で何人かの人にそういうことをいろいろ聞いたら、笠間、結構、国民年金納めてない人多いんですよ、40代、50代、60代で。そして、国保だけは何とか納めている。これは相当数に、もしこの問題を実施したら、もちろんこれは条件ありますね。国民年金の収納事務を市町村が行えば地方交付税を上乗せしますということをやっているわけですけれども、その辺検討するということがなくて、実際にはその辺のことが今どういふふうになっているのかということをもう一度、全然まだ入り口にも立っていないのか、それともどの辺まで来ているのかということの一つ聞いておきたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生課長（仲村 洋君） 鈴木（貞）議員の再質問にお答えをいたします。

所得の分布のお話ですが、これにつきましては、前回といいますか、前からいろいろ議会の中でもご質問がありましたが、国保税の算出に当たっての所得の分布の必要性というものはないということが基本的な考えでございまして、新たにそのシステムを構築することになると、また経費的な問題もあると。国保税課税するに当たっての分布の抽出の必要性がないという観点から、できないということになっております。

それから、国保税算定の基準の話ですが、徴収率につきましては、上乗せかというような話でございしますが、例えば100%と見て歳入欠陥ということになりますと、これもまた大きい問題になるということで、あくまでも前年分の徴収率プラスアルファということで、徴収率の向上に努めていくということで、このような徴収率を見込んでおるといふこととさせていただきます。

それから、老人保健拠出金の話でございしますが、これにつきましては、全体額としては少なくなるということとさせていただきますが、対象人数が少なくなるために1人当たりの金額は大きくなってしまふということとさせていただきます。

それから、国民年金の徴収の話でございますが、議員おっしゃるとおり法律的にはできるということでございますが、やるとなると事務の取り扱いの問題、条例的な部分等も考えなくてはならない部分もありますので、そういうことも含めて今後検討していきたいと考えております。

以上で終わります。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君、最後の質疑でございます。

7番（鈴木貞夫君） システム的というか、必要がないということなんだけど、この辺ちょっとわかりませんね。どのぐらいの分布の人がどういうふうな保険料を納めるのか、ここを見なきゃ全体の額出てこないんじゃないですか。大体の感でやっているのかどうかわかりませんが、例えば減額する人が何人いるのか、一番低い人が何人いるのか、それとも200万円以下の人が何人いるのか、それで幾らになるというように積み重ねてなかったら、国保全体の額というのは決まらないんじゃないですか。もしあれだとしたら、国保の確実な保険料が幾らになるかということのためにも、今、加入している3万、今は2万幾らになったということでしたが、それらの人についてどういう分布があるかということをつかんで算定していくということが必要だと思うんですよ。どうでしょうか。

それと、私聞いたのは、2番目、たしか87%で、何とか100%に努力していくということは私は否定しませんけれども、その未納になる額を上乗せしているかどうかということ聞いたんですよ。

というのは、福岡市なんかの場合は、全体的に50数億円を未納分だということで保険料に上乗せして徴収しているんですよ。そういうところが何カ所もあるんですよ。上乗せしちゃって、保険料に。今度の後期高齢者医療がそうでしょう。3%見込んで、その分を後期高齢者医療保険の7万幾らの中に未納者分を入れているわけですよ。だから、それをやっているかどうかということ、これは簡単なことなんですよ。やってなきゃやってないで結構ですけども、やるのは問題だということで、どうなのかということを確認したい。

それと、ちょっとわからないのは、4番と6番に関連して、後期高齢者に入っていくために加入者数は少なくなりますよね、どうしても。75歳以上と65歳からの寝たきりの人たちは抜けちゃったわけだから、どうしても全体の世帯数も人数も減っていくことはありますね。

しかし、そのときに、今までの拠出金というのは、保険料を納めていた人の分にプラスで老人保健の方に出ていたんですけども、今度はその部分がなくなってすべてが新しい財源として求めて、後期高齢者医療支援金という形で出ていくと、それがどうも解せないんですよ。

それで、その算出の根拠も、私ずっとこのパーセントを見ていって、さっきも言いましたように10.何%が11.何%になって、全体的に所得割の基礎から上がっていくということになっているんですけども、それで殊に所得の低い人たちこそ、この表を見ても負担増

になっていくような傾向というのが相変わらずおさまっていないので、私は、こういうことが続く限りは国保税の滞納者というのはふえるだろうし、大変なことになるんじゃないかということを懸念して、この辺の算出根拠というのをどこに置いたかということを知っているわけです。その辺が、算出の根拠がもう少しわかるなら、わかりやすく説明してほしいということです。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生課長（仲村 洋君） 所得分布の話でございますが、税の資料をもとに国保税は算出しているわけございまして、議員がおっしゃられる部分、その減額の対象の部分については、先ほど向こうの全協室で説明しましたように、資料の中にもありますが、例えば資料の1ページの保険基盤安定繰入金ということで1億4,300万円とか、こういった部分については、歳入として見込んでいる関係で人数とかそういうものは把握しておりません。

ただ、前々からいろいろな質問の中で、今回の質問ではございませんが、滞納者の所得の分布はどうかという、そういうものも含めて、課税に対する所得の分布状況というのは、計算上は国保の場合にはできないということでございます。

それから、国保の算定基準の話ですが、徴収率の87%、退職分について98%の先ほどの話でございますが、これについては、上乘せという表現がいいか悪いかは別としましても、先ほど申しましたように、あくまでも必要額に対する金額をお願いして納めていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、拠出金の話でございますが、これにつきましても制度の改正が大きい要因かと思っております。いわゆる74歳までの退職者医療の該当者が今度是一般分にかわってしまうということで、制度そのものの改正が大きくなったことと、基本的には、全体的な部分で考えれば財源の不足ということが言えるかと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） ほかにございませんか。

16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 国保税ですけれども、今までも高過ぎて払いたくても払えないという加入者が多く、そういう状況の中で、今度の税制改正では、税率として1.3%上がるわけです。

で、お尋ねしますが、ここ3年間の短期保険証と資格証明書の発行件数はどのようになっているのか、お伺いします。それにあわせて、3年間の収納率はどれだけになっているか。

それから、後期高齢者医療制度で、国保会計の負担を軽減するための制度であって、後期高齢者支援金で国保税が上がることはないと言っていたわけですが、後期高齢者支援金、補正でも10億7,485万4,000円となっておりますが、去年の75歳以上の方の前年度

の保険給付費は幾ら支出されていたのか。

それと、国保制度では、老人保健拠出金にかわるものとして、今度、後期高齢者支援金が導入されました。国保財政の総負担は、拠出金ときは給付費掛ける5割で掛けていたわけですが、今度、支援金では給付費に4割を掛けたものになるわけですから、そういう点では支出金は軽減されるはずなんです、その辺の関係をどのように把握しているのか、お尋ねいたします。

議長（石崎勝三君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時35分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番町田征久君が退席いたしました。

横倉議員にお願いします。質疑でありますので、質疑の範囲を超えないで質問していただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いします。

保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生課長（仲村 洋君） 先ほどの質問でございますが、徴収率につきましては、17年度はちょうど合併前ということもございまして、18年度については87.6%、19年度は87.3%ということでございます。それから、資格証明でございますが、18年度4月1日現在では242件、19年4月1日では184件資格証を出しております。

他の質問でございますが、資料を後ほどつくって報告したいと考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

16番（横倉さん君） 結構です。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

7番鈴木貞夫君。

〔7番 鈴木貞夫君登壇〕

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

本議会に提案されている議案第56号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今臨時議会に提案されている議案第56号は、後期高齢者支援金納付に要する費用を12万円としている。今までの最高額56万円が59万円となり、増税となる。所得割額は、介護納付金を含め10.6%が、後期高齢者を入れると11.9%と1.3%の増税となっている。

後期高齢者医療制度は、現役世代の負担増とならないためと言われてきたが、実態は現役世代の負担増となる。殊に世帯別平等割、被保険者均等割等は、所得の低い人たちの過度の負担となることは明らかである。全国で高い保険税は大きな問題となり、その滞納者数、ひいては保険証の取り上げがあり、そのような中で国保加入世帯の伸び率が鈍化し、無保険者の増加が今危惧されているのである。

国民皆保険の中心となっている国民健康保険制度が、自己責任、受益者負担という小泉構造内閣以来、形骸化が進んでいるのが実態であると言わざるを得ない。異常に高過ぎる国保税の原因は、一自治体の問題ではなく全国的な問題とも言える。国保加入者の多数が退職高齢者、フリーター、非正規労働者となり、加入者の平均所得が急激に低下したこと、91年度の所得260万円が2005年には168万円となり、健康保険加入者の年間所得が370万円に比べ、半分以下となっているのが今の国保の現状である。本来、組合健保や政管健保に加入すべき人が、非正規、フリーターなど低賃金の状態で国保に加入させられていることが問題である。このことは、企業が本来負担すべき部分を欠落させてしまったことです。

所得に占める保険料を見ると、2005年に国保は11.6%、政管健保は7.4%、組合健保は5.1%となっていることでも明らかである。国保世帯は、低い所得にもかかわらず最も高い保険料を払っている。この実態は、笠間市でも変わりません。

高い国保税の一つ、国民医療費の財源です。1980年度には国が30.4%、事業主が24%で54.4%、地方自治体は5.1%、国民は40.2%でした。で、45.3%であったものが、2005年度には逆転して、国が25.1%、事業主が20.2%の45.3%になり、地方自治体が11.4%、国民が43.3%と、55.7%に逆転させてしまったことです。このことが地方自治体や市民への負担増になり、高い国保税の原因です。

国民健康保険は、その第1条で、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると明記されています。今こそ、この立場に立って事業を進めることが必要ではありませんか。

7月に入って、この間国民生活に重大な影響を及ぼす諸物価の値上げの一方で、年金の軽減に加え、諸税の天引き、賃金の低下が起きているのが現実です。このようなときに、市民の福祉向上、生活を守る立場にある市政は、国保税の増税は行うべきではありません。

以上をもって、本議案についての反対討論といたします。

議員諸兄のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、私の反対討論を終わります。

議長（石崎勝三君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議案第57号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（石崎勝三君） 日程第5、議案第57号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第57号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、事業経費の本算定に伴い、平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算の補正をするものであります。

詳細につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生課長（仲村 洋君） 議案第57号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足してご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,017万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億8,944万円とするものです。

歳入歳出の予算内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開き願いたいと思います。

歳入の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税5,916万5,000円の減及び2目退職被保険者等国民健康保険税4,328万円の減につきましては、平成20年度税率改正に伴う確定額によるものでございます。

次の3款1項1目療養給付費負担金1億5,315万3,000円の減と、8ページの同款2項1目財政調整交付金747万7,000円の減額及び6款2項1目財政調整交付金581万6,000円の減につきましては、歳出において確定しました保険給付費、後期高齢者支援金等老人保健拠出金及び介護納付金の国及び県の負担金、補助金の負担割合の変更により補正するものでございます。

同ページの4款1項1目療養給付費等交付金につきましては、5,446万6,000円の増、次の5款1項1目前期高齢者交付金の1億7,572万円の増及び10款1項1目繰越金5,206万

6,000円の減につきましては、金額の確定によるものでございます。

続いて、9ページをお開き願います。

11款4項5目雑入60万円の増につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費に係る前期高齢者の国庫負担分1割相当分の収入を見込んだものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1億2,490万7,000円の減は、前期高齢者の国負担分として見込んでいた1割相当分を減額補正するものであります。

続きまして、2目退職被保険者等療養給付費以下、2款3項2目退職被保険者等移送費までについては財源組み替えでございます。歳入予算の補正による財源内訳の組み替えが主なものでございます。

次の3款1項1目後期高齢者支援金8,555万5,000円の増、2目後期高齢者関係事務費拠出金6万6,000円の減、4款1項1目老人保健医療費拠出金1,334万1,000円の増及び、次の12ページ、5款1項1目介護納付金6,268万7,000円の減につきましては、確定額に合わせて補正するものでございます。

次の10款1項1目予備費140万7,000円の減につきましては、歳入歳出予算の収支の均衡を図るためのものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第58号 動産購入契約の締結について（岩間図書館書架等購入）

議長（石崎勝三君） 日程第6、議案第58号 動産購入契約の締結についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第58号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、岩間図書館書架等購入について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

詳細につきましては、教育次長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） それでは、議案第58号 動産購入契約の締結について、補足してご説明申し上げます。

契約の目的でございますけれども、岩間図書館の岩間支所への移転に伴いまして、図書等を保管するための書架の購入でございます。

契約の方法でございますけれども、指名競争入札によるものでございます。指名業者につきましては、12社を指名させていただきました。

入札の執行日でございますけれども、6月18日に執行しまして、6月20日に仮契約を結んだものでございます。

契約の金額でございますけれども、消費税込みの2,441万2,500円でございます。予定価格に対する落札率は94.1%でございます。

契約の期間でございますけれども、議決の翌日から平成20年9月2日までを予定しております。

契約の相手方でございますけれども、笠間市笠間1712の6、有限会社クノ商会、代表取締役久野正博氏と契約を結んだものでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

閉会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成20年第1回笠間市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石崎勝三

署名議員 市村博之

署名議員 野原義昭